

国立大学法人群馬大学利益相反管理桐生地区部会内規

令和4年4月1日 制定
改正 令和7年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程第12条第2項の規定に基づき、利益相反管理桐生地区部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、桐生地区の利益相反に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 理工学府副理工学府長のうち理工学府長（以下「学府長」という。）が指名する者 1人
- (2) 理工学府各部門長 各1人
- (3) 食健康科学研究科の教員のうち食健康科学研究科長が指名する者 1人
- (4) その他部会長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第3号の部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 会 長)

第5条 部会に部会長を置き、部会員の中から互選により定める。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(利益相反アドバイザーの指名)

第8条 部会長が必要と認めたときは、部会員または部会員以外の者を利益相反アドバイザーに指名することができる。

(報 告)

第9条 部会長は、部会の決定事項を当該利益相反申告者の所属する学部等の長及び利益相反マネジメント委員会に報告するものとする。

(事 務)

第10条 部会の事務は、関係部課の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑 則)

第11条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、群馬大学利益相反マネジメント委員会の議を経て、委員長が行う。

附 則

この改正は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。